

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年10月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「局の」を「別に」に改め、「(第4号様式)」を削り、「準じた様式」を「準じた請求書」に改める。

第43条第1項前段中「貸出す」を「貸し出す」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、物品出納員は、その所管に属する備品を他の物品出納員に一時的に貸し出す場合であつて、別に定めるときは、当該他の物品出納員から備品公借書を徴することを要しないものとするができる。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)